

# 天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

## 解説シート 2

### 【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I 二〇一〇年 九月二十五日(土)ー一〇月二一日(月)

II 一〇月一三日(水)ー一〇月二五日(月)

III 一〇月二七日(水)ー一二月 七日(日)

#### a 内裏北外郭出土木簡

(いずれもSK八二〇出土)

#### 13 平城宮内を守る兵衛たちの名前の記された木簡3

〔平城宮木簡〕一、九六

(表)西宮三門

番長 「田口牛甘」

安曇鳥 大原大魚

(裏)上廣足  
民金万呂 合六人

長さ一三四・幅二二・厚さ三 〇二一型式

「西宮三門」は西宮の東三門のことで、内裏東面北端の門。

「番長」は交替勤務する兵衛百人の統率者。「田口牛甘」「安曇鳥」

「大原大魚」「上廣足」「民金万呂」はいずれも兵衛の名前で

ある。番長を含めて六人で東三門の警備を担当したことが知られる。

ウジ名だけでなく姓名を記すのはこの種の木簡では珍しい。

「田口牛甘」の合点は、全体を墨線で囲んでおり、合点ではなく抹消符の可能性もある。

#### 14 櫃と籠の付札

〔平城宮木簡〕一、四七七

#### 折櫃八合鞆籠二口

長さ(三三六)・幅三五・厚さ六 〇三二型式

折櫃八つと鞆籠二つに付けられた付札。折櫃は檜の薄板を折り曲げて作った小箱で、『延喜式』主計上では京・畿内の調。

鞆籠は「輿籠」と同様か。輿籠は畿内諸国からの交易雑器として貢進(『延喜式』民部下)していた。『日本国語大辞典』は

語義不詳とし、「輿と駕籠(かこ)に使用できる乗物をいうか」とする。

だが本木簡では、付札に折櫃と並記される。木簡の形状や、SK八二〇の性格から考えて、本木簡は折櫃と輿籠をあ

わせて梱包した荷物の付札と考えられる。したがって輿籠とは、

より小型の木製の道具とみるべきだろう。「口」という単位も、

そうした小型の容器にふさわしいか。

そうした小型の容器にふさわしいか。

15 紙を調製する工人の呼び出し状

〔平城宮木簡〕一、五六。城35—14下)

(表)符三野部石嶋等

右為打

勅旨紙召宜知此状以

〔今カ〕

〔日カ〕

卯時以前進

〔上カ〕

(裏)莫為怠遅符到奉行

大属錦部連真道

〔月〕

日卯時カ)

長さ一七九mm・幅(三二)mm・厚さ六mm ○八一型式

〔勅旨紙〕

(天皇が使用する紙、または天皇の命令を書く紙)

を「打」つ(墨ののりをよくするために紙の表面を叩いて平滑にする作業)ために、「三野部石嶋」を呼び出す木簡。「卯時以前」(朝六時まで)に「寮庭」「寮」はこの木簡の差し出し元

で、図書寮であろう。「庭」は役所の意)に「進上」せよとある。出勤命令と、その後の業務を命じたものか。翌日の業務に備えた勤務の指示であろう。

三野部石嶋は、正倉院文書中にもみえるが、いずれも写経所のスタッフとしてではなく、紙自体の端などに名前だけが記される。石嶋が打つなど関わった上等の紙の包み紙に、名前だけ

記され、包み紙が後に再利用されたと考えられている。高品質な紙を専業とする、腕の良い人物だったのだろうか。

〔平城宮木簡〕一、四二二)

備前国からの米の荷札

備前国藤野郡嶋

16 備前国からの米の荷札

〔平城宮木簡〕一、四二二)

〔村郷カ〕

白米五斗

長さ一七〇mm・幅三三mm・厚さ七mm ○三三型式

備前国藤野郡(現在の岡山県和気町)から送られてきた白米

の荷札。五斗は現在の約二斗、約三〇キログラム。『延喜式』

には米は五斗で一俵とする規定がある。木簡でも、庸米以外の白米は五斗を単位とすることが多い。なお、『延喜式』では、人が担いで運ぶ場合は一人で一俵、馬に背負わせて運ぶ場合は一匹で三俵運ぶ規定である。

藤野郡は神護景雲三年(七六九)六月に和気郡になっている。

17 三河国からのサメの荷札

〔平城宮木簡〕一、三七二)

参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚割六

〔斤カ〕

長さ二八六mm・幅一七mm・厚さ六mm ○三二型式

参河国播豆郡析嶋(現在の愛知県佐久島)から送られてきた

佐米(サメ)の楚割(ひもの)の荷札。身をタテに割いて干した

ものと考えられる。三河湾に浮かぶ島々は月交代で都に海産物を送っていた。析嶋は偶数月に貢進している。

b 造酒司出土木簡

(いずれもSD三〇三五出土)

28 播磨国からの赤米の荷札

〔平城宮木簡〕二、二二六)

(表)播磨国赤穂郡大原

(裏)五保黍酒虫赤米五斗

長さ一五一mm・幅二七mm・厚さ三mm ○五一型式

播磨国赤穂郡大原郷(現在の兵庫県赤穂市北東部か)から納

められた赤米の荷札。五斗は今の二斗、米約三〇キログラム。

五保は五戸を単位とする隣保組織。

赤米は、酒の醸造にしばしば用いられたらしく、造酒司周辺

からの出土が目立つ。あるいは、赤い色の酒を醸造するために用いられたか。

29 酒米の荷札

両村郷御酒米五斗

〔平城宮木簡〕二、二二五二

長さ一七八mm・幅二三mm・厚さ五mm ○三二型式

両村郷（二村郷）から御酒米を収めた際の荷札。二村郷は尾張国山田郡と讚岐国鞆足郡にみえる。他に山田郡からの酒米が出土しており、この両村郷も尾張国山田郡の可能性が高い。「御酒米」は、供御用の酒（御酒）に用いるための米をさすものである。

出土している酒米の荷札は郷名から書き出すなど、比較的簡略な書式のものが多い。酒米の生産地と造酒司には特別な結びつきがあった可能性もあろう。

30 年号のある壺の付札

〔平城宮木簡〕二、二二三二

（表）三石七斗二升

（裏）神龜元年十一月十一日

長さ一八九mm・幅二九mm・厚さ六mm ○三二型式

三石七斗二升は、今の約一石四斗八升、二六八リットル。中味が何かは書かれていないが、水と明記するものがあるので、明記のないこの付札は、酒ガメのものとみられる。かなりの大ガメである。水を入れた三条七甌の付札（I期20）もあるの

で、同じ場所のものとすれば、少なくとも二十一個の大ガメが整然と並んでいたようである。

31 白酒の付札

〔平城宮木簡〕二、二二二六

白酒 酒〔火力〕

長さ九六mm・幅一八mm・厚さ四mm ○二二型式

「白酒」は比較的安価な濁酒とされることもあるが、この木簡の場合はおそらく「黒酒」となりび新嘗祭・大嘗祭に供される酒であろう。「延喜式」によれば、麴米の比率が三割弱で発酵させたものが「白酒」で、それに久佐木灰を加えたものが「黒酒」である。

32 酒を支給するときのメモにした木簡

〔平城宮木簡〕二、二二四〇

（表）親王八升 三位四人一斗二升

（裏）伎人六升

長さ一〇二mm・幅一六mm・厚さ六mm ○二二型式

親王以下の人々に酒を支給した際の帳簿とみられる木簡。「延喜式」造酒司踐祚大嘗祭雑給料条に、大嘗祭第四日午の日の豊楽宴の時の三位以上、五位以上、六位以下歌舞人等までの給酒量を規定している。本木簡の記載はそれとは量は異なるが、同じく大嘗祭のものであろう。伎人は歌舞人をいう。「日本後紀」大同三年（八〇八）十一月戊子条に「大嘗会之雑楽伎人等」とある。

# 天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 3

## 【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I 二〇一〇年 九月二十五日(土)ー一〇月一日(月)

II 一〇月十三日(水)ー一〇月二十五日(月)

III 一〇月二十七日(水)ー十一月七日(日)

### C式部省関連出土木簡

(いずれもS D四一〇〇出土)

#### 41 大学寮の宿直報告3

〔平城宮木簡〕四、三七五二

(表) 大学寮解 申宿直官人事

員外大属 □ □ 清道

天平神護元年 □ □ □ □ 日

〔月廿四カ〕

(裏)

□ □ □ 宿 □ □

□ □ 无位 □ 廣 □ □

〔大学寮 直カ〕

〔直カ〕

長さ二六八mm・幅三二mm・厚さ三mm ○一型式

表は員外大属 □ □ 清道についての式部省への宿直報告、裏も同じ大学寮から式部省への宿直報告。公式令百官宿直条によると、官司毎に番を分つて宿直することになっている。

裏は一度記したものを削りつつあるかと思われるが、全面に腐蝕がはなはだしく、削りとつた痕跡は明確にはみとめられない。木簡が、繰り返し利用されていた様子をうかがうことができる事例。

#### 42 勤務評定木簡の削屑7

〔平城宮木簡〕五、六三三三

今少上

○九一型式

選に関連する木簡の削屑。「選」は考を一定年数得た後に、考の内容に基づき位階の昇進にあずかる機会。「今少上」は、今回の選で少初位上に昇進した、ということを示す。少初位上は、下から二番目の低い位階。

#### 43 勤務評定木簡の削屑8

〔平城宮木簡〕五、六六一五

〔野カ〕

□ 守

年五十二

山背国相楽郡

○九一型式

考選木簡の削屑。人名と年齢・本貫地を割書に記した部分。山背国相楽郡は、現在の京都府木津川市付近。

〔平城宮木簡〕五、七四四四

河内造清成 年五十六

○九一型式

考選木簡の削屑。木簡の右側を削ったもので、右辺はもとの木簡の原形をとどめる。ウジ名から考えて、河内国の出身者であろう。写疏所書生・写官一切経所経師等として正倉院文書に散見する河内造清成と同一人物であろうか。

d 長屋王家木簡

(いづれもSD四七五〇出土)

61 木上の所領から届けられたもち米の送り状

(城21—10上)

(表) 木上進糯米四斛 各田部逆

(裏) 十二月廿一日忍海安麻呂

長さ二〇八mm・幅二九mm・厚さ五mm ○一型式

長屋王家の所領である、木上から糯米を送った際の進上状木簡。木上は、現在の奈良県広陵町もしくは橿原市周辺と考えられている。四斛は現在の約一石六斗ほど。長屋王家にとつて、木上は米の供給地として特に重要であり、長屋王一家が食した米も木上で生産されたものと考えられている。

62 片岡の所領からのカブラの送り状3

〔平城京木簡〕二、一七四五

(表) 片岡進上菁七斛七斗束三尺束駄四匹

(裏) 持人木部百嶋

十月十一日真人

倭万呂

長さ二四七mm・幅二八mm・厚さ二mm ○一型式

片岡からカブラ菜を送った際の進上状木簡。片岡は現在の奈良県王寺町から香芝市・河合町付近に存在した長屋王家の所

領。

容積としては七斛七斗(現在の三石一斗ほど)で、三尺(九〇cmほど)の長さで束にして、馬四匹で運んだらしい。

63 周防国からの塩の荷札3

〔平城京木簡〕二、二二八五

(表) 〇周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

(裏) 〇三斗

長さ二二二mm・幅四四mm・厚さ六mm ○三三型式

周防国大嶋郡は現在の周防大島。長屋王家木簡では、同郡からの塩荷札が多く出土しており、封戸など何らかの長屋王家の経済基盤が存在していた可能性が考えられる。

64 長屋王邸で馬の管理をする人への米の支給木簡3

(城21—21上)

(表) 御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右

(裏) 四米四升五月二日

「受板部 黒万呂」

〇

長さ二四三mm・幅三三mm・厚さ四mm ○一型式

御馬司に勤める信濃・甲斐・上野出身の人々に米を支給した伝票木簡。長屋王邸に馬を管理する部署があったことを示す。これらの三国はいずれも古代の馬の名産地。一人あたり一升で、今の約四合(〇・七二リットル)、六〇〇グラム。

65 長屋王邸に仕える青少年への米の支給木簡3

〔平城京木簡〕二、二七五

(表) 〇西宮小子一口米一升受万呂

(裏) 〇 八月廿五日大嶋

長さ一六六mm・幅二四mm・厚さ三mm ○一型式

西宮は長屋王家の後宮で、吉備内親王たちが居住していたと

考えられる区画。長屋王邸の中枢部のうち、西側の一面に相当するのであろう。少子は年少の従者と考えられ、西宮少子は西宮付きの少子のこと。

木簡上部の穿孔は、こうした木簡を束ねる際に用いられたと考えられる。木簡の利用方法を考える上で重要な痕跡である。

### 66 長屋王への米の支給木簡

〔平城京木簡〕二、一八一七

(表) 〇大許進米一升半受

(裏) 〇弟上 十月十日 麻呂

長さ一三六mm・幅二二mm・厚さ二mm ○一型式

大許は、「内親王大許」などの類例から考えて、長屋王本人もしくはその家族を指すと考えられる。弟上は、他の木簡に少子として登場する秦弟上であらう。長屋王一家の飯米の受け取り人として少子が働いている様子が知られる。

### 67 山方王子への米の支給木簡

(城21—15上。城25—27上)

(表) 山方王子進穎稻米二升受余 〇

(裏) 女 七日若麻呂 〇

長さ一一八mm・幅二二mm・厚さ三mm ○一型式

山方(形)王子に米を進めたことを示す木簡。山方王子は、木簡には「王子」「皇子」とみえるが、長屋王の妹の山形女王のこと。吉備内親王らが「御所」「御許」と表記され邸宅内の居住が推測されるのに対し、山形女王は「宮」と表記される例があることから、長屋王に依存しつつも、邸宅外に独立した住まいをもっていた可能性がある。穎稻は稲穂に付いたままのイネのことで、普通は束・把で数える。しかし、伝票木簡にみえる穎(稲)米はすべて「升」を単位とする。二升は今の約八合(一・四四リットル)、米約一・二キログラム。受取人名の「余女」

は、表裏に分かれるのを気にせずに記されている。

### 68 長屋王の妻の側近への米の支給木簡

(城21—17上)

(表) 西宮侍酒人麻呂米一升 〇

(裏) 受老良 十一月十日「廣嶋」 〇

長さ一九七mm・幅三〇mm・厚さ三mm ○一型式

酒人麻呂は、酒人末呂・酒人万呂と同一人物であらう。綿や絹と関わる木簡にみられることから考えて、繊維製品の生産や加工に関連のある人物か。そうであれば、西宮での繊維製品の生産や加工にも関わったと考えられるであらう。老良は、あるいは侍従への飯米支給木簡に署名する「老」と同一人物か。

### e 二条大路木簡

#### 81 岡本宅からのササゲの進上状

(SD五三二〇出土。『平城京木簡』三、五六七二)

(表) 岡本宅 上進青角豆十把

(裏) 天平八年七月廿日田辺久世万呂

長さ二五〇mm・幅三七mm・厚さ五mm ○一型式

岡本宅が青角豆を十把進上したときの木簡。青角豆は莢のまだ若く青いササゲ。岡本宅は藤原氏の京外の拠点とみられ、他の日には栗や瓜を進上している。正倉院文書には、同じ天平八年に皇后宮職の写経所との間で經典の貸し借りをした記録もある。場所は飛鳥などが有力である。

#### 82 三河国からのサメの荷札5

(SD五一〇〇出土。城22—20下)

参河国播豆郡篠嶋海部供奉三月料御贄赤魚楚割六斤

長さ二七二mm・幅一五mm・厚さ八mm ○三型式

参河国播豆郡篠嶋の(現在の愛知県南知多町篠嶋)から御贄

として届けられたの楚割の荷札。贄は天皇に奉る食物で、楚割は魚を細く割いて干したものの。「赤魚」は『和名抄』などによれば、マスのこと。海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね篠島が奇数月、佐久嶋が偶数月を担当した。日莫(日間賀)嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の贄の荷札には、年紀は書かれない。贄の荷札は、平城宮内でも天皇・皇后クラス的人物に関わる場所からしか出土しない。宮外の二条大路上と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から贄の荷札が出土したことは、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなった。

83 藤原麻呂邸の勤務分担の記録<sup>3</sup>

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四五五八)

(表) 御廩宿直 大部人根 奴東人  
百斉躰麻呂 〇

(裏) 直 大部廣国 天平八年六月廿二日 〇

長さ二六五mm・幅三四mm・厚さ六mm 〇一型式  
藤原麻呂邸の廩(馬小屋)の宿直(宿が夜勤、直が昼勤)担当者を書き上げた木簡。表面の丈部人根、百斉躰麻呂、奴の東人の三人が昼夜通して勤務したのに対し、裏面の丈部広国は、昼間だけしか勤務しなかった。東人以外の三人は、麻呂の資人(官職や位階に応じて臣下に与えられた従者)であろう。二条大路木簡には宿直に関する木簡が多い。下端に孔があげられており、後にこれらの木簡が束ねて保管されたことを物語る。

84 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札<sup>7</sup>

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四八九四)

(表) 坂田郡上坂郷阿刀

(裏) 六斗

85 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札<sup>8</sup>

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』二、四九〇三)

(表) 近江国坂田郡上坂郷戸主坂田真人

(裏) 須我<sup>〔流カ〕</sup>戸庸六斗

長さ一三五mm・幅二二mm・厚さ五mm 〇三三型式

86 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札<sup>9</sup>

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』二、四八八九)

(表) 近江国坂田郡上坂郷戸主泉主老戸三斗

(裏) 木椅万呂戸三斗并六斗

長さ一七八mm・幅一七mm・厚さ五mm 〇三三型式  
近江国坂田郡上坂(田)郷からの庸米の荷札。上坂田郷は現在の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。六斗は現在の約二斗四升(四三・二リットル)。米約三六キログラム。庸米の一人あたりの貢進量は三斗で、85は坂田真人須我流の戸、86は泉主老と木椅万呂の二人分で六斗を貢進しており、庸米の貢進が一人あたり三斗であったことをよく示している。なお、86の木簡と同内容の木簡がもう一点出土している。  
SD五三〇〇西端の藤原麻呂邸南門の前からは、同郷の荷札がまとまって出土しており、藤原麻呂の経済基盤の一種である封戸の存在を示すとみられる。郷名から書き出すなどかなり略式のものも多く、文字も速筆で解読の難しいものもある。なお、封戸は、位階や官職に応じて五十戸(サト)単位で与えられる給与の一種で、田租の半分と調・庸全部が封主に支給される。

# 天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 4

## 【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I 二〇一〇年 九月二五日(土)ー一〇月二一日(月)

II 一〇月一三日(水)ー一〇月二五日(月)

III 一〇月二七日(水)ー一〇月二七日(日)

### 109 fさまざまな木簡

縫殿に所属する人の人数を記した木簡

(SA三二七八出土。「平城宮木簡」二、二七二二)

(表) 縫殿九人 嶋身

(裏) 九月廿二日

長さ一九五■・幅(二八)■・厚さ三■ ○一型式

縫殿は縫殿寮か、あるいは「坤宮官縫殿」に関連するか。なお、仲麻呂政権時に皇后官職を拡充・名称変更したものが坤宮官である。

この木簡出土地周辺では、この縫殿に関連する木簡が顕著である。例えば、染料に関する木簡や、そこで働いていたとみられる女孺に対する食料支給木簡などである。

後宮に縫殿が存在していたことは不自然ではない。東院地区北方に位置する出土地周辺に縫殿寮もしくは後宮の縫殿があったか否かは、さらに検討する必要があるが、周辺から皇后官職もしくはその後身(紫微中台・坤宮官)に関連する可能性が想定できる木簡が出土している点は注目できるだろう。

### 110 宮舎人の受け取り状

(SA三二〇五出土。「平城宮木簡」二、二七一九)

(表) 宮舎人県志己等理 受物戸四口

(裏) 天平勝寶八歳八月十六日

長さ三〇三■・幅二五■・厚さ五■ ○一型式

宮舎人は東宮舎人、紫微中台舎人等の略称であろう。中宮藤原宮子は天平勝寶六年(七五四)七月崩じているので中宮舎人をさすとは考えにくい。

宮舎人は正倉院文書に散見している(大日本古文書二二二八、四一三二六、一四一三五九)。天平九年四月小野備宅啓の宮舎人は皇后宮舎人か。また皇后官職は天平勝寶元年紫微中台と改称されているが、正倉院文書では改称後も紫微中台をさして単に宮ということがあり、また坤宮官舎人を宮舎人とした例があるから(大日本古文書一四一三五九)、紫微中台舎人を宮舎人と略称する可能性を考えることができる。



114 大殿祭に使用する酒の付札

(S三〇三五出土。『平城宮木簡』二、二二四一)

(表) 酒五升 已上大殿祭料

(裏) 「二升」

長さ(二二〇)・幅一〇・厚さ三 〇八一型式

大殿祭で使用された酒の付札。大殿祭は殿舎に災異がないように祈り鎮める儀式で、新嘗祭や大嘗祭の際に行われる祭りである。他の木簡から考えると大嘗祭の中で行われたのである。二升という料は『延喜式』四時祭上に規定された大殿祭の料と一致する。五升は現在の約二升、約三・六リットル。

115 釘の付札

(SD三〇五〇出土。『平城宮木簡』二、二五三九)

釘大小井二百

長さ(二四六)・幅二九・厚さ四 〇三九型式

二百以上の大小の釘に付けた付札。奈良時代の建物にも要所に釘が使用されており、遺物としての出土事例もある。

116 飯の請求木簡

(SD三一五四出土。『平城宮木簡』二、二七二九)

(表) 請飯三升 御洗布粥養料

(裏) 「良」八月四日鴨家長

〔宅カ〕

長さ二四七・幅一九・厚さ四 〇一一型式

御洗布粥養料として飯三升を請求した木簡。洗布はおそらく洗濯をした布のことで、粥養料は、『延喜式』齋院司にある、斗帳とちやうや帷かたびらなどに使われた「絹粥飼料」と同じか。絹粥はのりのこ

117 美作国からの糞子の荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、四七一)

美作国檜木箒

長さ三三〇・幅一九・厚さ六 〇三二型式

美作国から送られてきた、檜でつくられた糞すのこの荷札。糞は細板や割竹、葦などを糸で編んだもので、床の上の敷物やすだれに用いられた。美作の檜は今も有名である。両端の切り欠きの部分が、他の木簡のように三角ではなく、コの字形になっているのも特徴的である。

118 鎌の荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三二六)

御調鎌十口 天平十八年十月

長さ(二六六)・幅二八・六 〇八一型式

調の鎌の荷札の下部。どの国からの荷札かはわからないが、鎌など鉄製品を貢進する国は中国山地に限られ、かつ、十月は賦役令で規定された、近国の調の貢進締め切りであることから、備前国からの荷札である可能性が最も高い。天平十八年は七四六年。

纖維製品に関する帳簿木簡

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、二二六)

<input type="checkbox"/>	四	<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>	四	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中	線	日	日	日	日
<input type="checkbox"/>	三	拾	<input type="checkbox"/>	一	料	<input type="checkbox"/>	一	料	拾
<input type="checkbox"/>	四	<input type="checkbox"/>	カ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	田	田	十
<input type="checkbox"/>	田	田	十						

長さ(三三) ■・幅(二二九)・厚さ五 ■ ○八一型式

「<sup>あし</sup>繩」などの纖維製品の数量を日ごとに書き上げた帳簿の木簡。材を横に長く用いて、木目と直交する方向に文字を書いている(横材木簡と呼ぶ)。こうすると書ける行数が増えるので、帳簿のように長く書き継いでいく場合に便利。しかし、一行の文字数が少なくなるため、割れてしまうと内容がわかりにくいことが多い。